			出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五　厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	［略］	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	［略］	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七条で定めるもの
六　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	［略］	［略］	［略］
		出入国在留管理庁長官	［略］	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第八条で定めるもの
七　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第	市町村長	［略］	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	［略］	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第九条で定めるもの

			出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五　厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	［同上］	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	［同上］	［同上］
六　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］
		出入国在留管理庁長官	［同上］	［同上］
七　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第	市町村長	［同上］	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	［同上］	［同上］